

## 心身障害者医療費の受給資格者証更新について

現在お持ちの受給資格者証の有効期限は6月30日までです。対象となる方には、6月上旬に更新の書類をお送りしますので、有効期限までに役場保健福祉課で手続きをしてください。

また、下記の日程で各地区の公民館・振興センターでも更新手続きを受け付けます。更新の際には、次のものを必ずご持参ください。

※更新時に必要なもの：申請書（6月上旬に送付します）・印鑑・健康保険証・障害者手帳

なお、前年度に受給対象者であった方でも、世帯の所得状況によっては対象にならない場合がありますのでご了承ください。

※申請（更新）場所

【鏡野地域】

月日	場所	時間	月日	場所	時間
6月22日(火)	大野公民館	10:00~10:30	6月23日(水)	芳野公民館	10:00~10:30
	香南公民館	11:00~11:30		郷公民館	11:00~11:30
	中谷公民館	13:30~14:00		小田公民館	13:30~14:00
		香北公民館		15:00~15:30	

【奥津地域】・【上齋原地域】・【富地域】

月日	場所	時間
6月21日(月) 以降	各振興センター	8:30~17:15

お問い合わせ先：鏡野町保健福祉課 福祉係 担当：阪手 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

## 児童手当現況届の提出をお忘れなく

鏡野町から児童手当を受給されている方（以下「受給者」といいます）には、6月上旬に現況届を郵送しますので、6月末までにご提出をお願いいたします。

現況届は、児童手当の受給資格の確認のために毎年6月に必ずご提出いただくもので、児童手当の受給者は、現況届に必要な事項を記入し、その他に必要な書類とともに6月末までに市町村へ提出することが児童手当法により定められています。

期限内に現況届が提出されない場合は、現況届が提出されるまで児童手当が差し止めになりますので、ご注意ください。

また、現況届は返信用封筒での提出が可能ですので、現況届に同封する返信用封筒をご利用ください。（提出の際には、書類への記載や押印、必要書類などをご確認の上、ご提出をお願いします。）

なお、令和3年度の現況届より、保険証のコピーは原則不要（※）になりました。

マイナンバーを利用した「情報提供ネットワークシステム」により日本年金機構等へ情報照会をすることで、年金加入情報の確認を行います。そのため、現況届の際に添付いただいていた保険証（写）の提出が省略されます。

※各種共済組合員証を所持している方については、保険証（写）の提出が必要です。

受給者が児童と別居している場合は、監護事実についての申立書の提出が必要です。その他にも、書類を提出いただく場合があります。詳しくは児童手当現況届に同封の記載例等をご確認ください。

お問い合わせ先：鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当：芦田 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891